




政策分野32 上下水道

目指す姿	
安全な水道水の安定供給と適切な汚水処理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち	
施策	
施策番号	名称 施策の内容
施策1	水道水の安定した供給と健全な経営 
	水道施設整備の総合的な計画を策定し、浄水場や配水池、ポンプ場、水道管の計画的な維持・整備を図ります。 また、水道施設の維持更新事業の平準化と、適正な水道料金による運営により、健全な水道事業の運営を図ります。
施策2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保 
	上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。
施策3	安定した汚水処理サービスの提供 
	快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進します。 また、少子高齢化による人口減少を踏まえ、効率的な運営による持続可能な汚水処理サービスを提供します。

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名				単位	説明又は計算式	
1	老朽铸铁管路の更新率			%	老朽铸铁管路更新延長/更新対象の老朽铸铁管路延長×100	
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	40.83	42.41	43.99	69.27	
	実績	42.39	-	-		
2	上水道が整備されていない地区数				給水施設が整備されていない地区数	
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	7	7	7	7	
	実績	8	-	-		
3	汚水処理人口普及率			%	汚水処理区域内人口・汚水処理区域外個人設置合併浄化槽人口/住民基本台帳人口	
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	87.2	87.9	88.6	90.0	
	実績	88.4	-	-		

2 施策の評価

施策1	水道水の安定した供給と健全な経営
<p>今年度の重点方針(方向性)</p>	<p>安全安心な水道水の供給は、市民生活にとって不可欠な社会基盤であることから、「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、管路や施設の再構築を推進するとともに、デジタル技術の活用による工物品質の向上及び予防保全型の維持管理の導入や周辺事業者との技術連携・交流事業などの取組により、基盤強化を図ることで、人口減少下においても将来にわたり持続可能な水道事業を目指す。</p> <p>さらに、市民にとって最も身近な社会基盤である上下水道についての理解と意識を深める取組みとして、広報紙「つながるあいつわかまつ みずチャンネル」の発行をはじめ、広報活動・内容の充実を図る。</p>
<p>取組状況</p>	<p>【1】管路の更新・耐震化 ・本市水道事業創設時に埋設された老朽铸铁管路について、老朽管更新計画に基づき更新を優先的に実施している。令和4年度末時点で老朽管更新事業対象延長29,630m中、12,560mを整備し、進捗率は42.4%である。 ・大規模災害が発生した場合においても、避難所などへの継続的な給水機能の確保を目指して既存管路の耐震化を行う重要給水施設配水管整備事業を実施している。令和4年度末時点で基幹管路の全延長45,281m中、21,777mを整備し、耐震適合率は48.1%である。</p> <p>【2】浄水施設の耐震化や機器の更新 ・平成30年度に滝沢浄水場を更新したことにより、本市における浄水施設の耐震化率が大幅に向上した。また、東山浄水場ではろ過池の改良や脱水機の改修など浄水場の機能強化が図られたことにより、一層の安定給水が実現した。</p> <p>【3】デジタル技術活用の推進 ・水道施設の維持管理や工事の施工品質向上を図るため、IoT技術を活用した施工管理、常時監視型の漏水調査などに取り組み、業務の効率性や日常管理の改善に努めるとともに活用効果の検証を行い、取組の有効性を確認した。</p> <p>【4】健全な水道事業経営に向けた取組 ・事業の効率化と内部管理経費の削減のために導入した浄水場運転管理や送配水施設維持管理業務については、第三者委託としてモニタリング基準などを改正しながら、健全な水道事業経営に努めた。 ・水道事業の広域連携においては令和4年度に周辺事業者と「広域的な技術連携基本協定」を締結した。</p>
<p>課題認識と今後の方針・改善点</p>	<p>【1】安全な水の安定した供給 ・安全で質の高い水道水を供給するために、水質検査を強化し、検査結果を公表しつつ、適切な水質管理を行うことで、水道水の安全・安心を確保する。</p> <p>【2】老朽管路の整備・更新 ・水道の安定供給を維持するために、管路の更新と耐震化を継続的に進めていく。 ・国からの交付金の対応については、厚生労働省から国土交通省等への水道行政の権限移管後も継続して事業が進捗できるよう、関係機関と調整を図っていく。 ・水道技術を持続していくため、高校生出前講座の開催による水道事業の魅力の発信や、広域連携による技術研修を深めていくなど、技術者の育成などに努め、地元事業者への定着を進めることで人口減少対策に寄与する。</p> <p>【3】デジタル技術の活用による水道DXの実現 ・水道施設の保全や監視、施設情報の管理などの業務にデジタル技術を広くかつ積極的に活用していくことで、予防保全型の維持管理による安全性を高めていくとともに、将来にわたって持続ある水道事業を目指すための基盤強化を図っていく。</p> <p>【4】各浄水場の長寿命化対策と配水区の再編 ・大戸浄水場や東山浄水場などにおいては、給水区域内人口の減少と施設の老朽化を踏まえ、各機器の更新や施設の改修を実施するとともに、管路や施設の統廃合及び再構築などを検討する。</p> <p>【5】健全な水道事業経営の継続 ・第三者委託による施設の適切な維持管理のため、モニタリングの実施を通して安定した業務運営に努める。 ・社会情勢の変化による水需要や給水収益の減少が続く中でも、健全な経営の継続を図るため、アセットマネジメントの手法を用いた事業計画・財政計画の実行と財務状況の検証を実施しながら、引き続き適正な水道料金の検討を行う。 ・水道事業の広域化においては、周辺事業者とソフト連携に主体を置き、技術連携や災害時の応急給水など広域的な連携を推進する。</p> <p>【6】広報誌やSNSを活用した上下水道事業の広報活動の充実 ・広報紙等を活用し、上下水道事業への関心や理解を深める機会の提供に取り組み、インフラ整備の「見える化」を推進する。また、SNSを活用し、必要な情報発信に努める。</p>

施策2	上水道未整備地区における飲料水の安定確保
今年度の重点方針 (方向性)	<p>上水道未整備地区については、地区住民との協議のうえで水源調査や給水施設整備費補助金等、必要な支援を行い、安全・安心な飲料水確保を図っていく。</p> <p>簡易水道事業については、安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、引き続き施設の適切な維持管理に努めていくとともに、老朽化の著しい施設について更新を進めるなど、地方公営企業法に基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上による継続的・安定的な運営に努めていく。</p>
取組状況	<p>【1】給水施設等整備 ・平成26年度から「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、水道が未普及で給水不安な地区の水源調査の実施や、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を図ってきた。 (令和4年度までの実施状況) 水源調査：18地区、給水施設等整備費補助金交付：28地区</p> <p>【2】市営簡易水道事業 ・湊町の3地区の市営簡易水道について、地区住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修理など施設の適正な維持管理に努めてきた。 ・令和2年度から地方公営企業法の財務規程等の一部を適用し、同年度末に経営戦略を策定した。 ・今後の整備計画を策定に向けて、既設配水管試掘調査(令和4年度)と専門機関が実施する整備手法検討調査(令和5年度)等を実施した。</p>
課題認識と 今後の方針 ・改善点	<p>【1】給水施設等整備 ・湊地区の3民営簡易水道の将来的な維持管理について、地区と十分な協議のうえ、各施設の現状把握と施設台帳の整備を進めるとともに、市への移管も含めた今後のあり方について検討を進めていく。 ・他の上水道未整備地区についても、地区住民の意思や状況を尊重しながら、整備要望があった場合には、給水施設整備等の必要な支援を行っていく。</p> <p>【2】市営簡易水道事業 ・地域住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、引き続き施設の適切な維持管理に努めていくとともに、既存老朽施設の更新に向けた施設整備のあり方について継続して検討していく。 ・また、経営戦略を踏まえた経営健全化への取組を推進するとともに、安定的な経営基盤を実現するために、適正な受益者負担のあり方など必要な見直しを行っていく。</p>

施策3	安定した汚水処理サービスの提供
今年度の重点方針 (方向性)	<p>快適で衛生的な生活環境の提供と河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽の普及を推進する。加えて、持続可能な汚水処理サービスを提供するとともに下水道施設の改築や維持管理における脱炭素化を推進する。</p> <p>さらに、市民にとって最も身近な社会基盤である上下水道についての理解と意識を深める取組みとして、広報紙「つながるあいつわかまつ みずチャンネル」の発行をはじめ、広報活動・内容の充実を図る。</p>
取組状況	<p>【1】地域に適した下水道事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業により、地域に適した汚水処理を行い、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全に努めてきた。 <p>【2】管渠及び処理場の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠の長寿命化については、事故の未然防止とライフサイクルコストの削減を図るため、平成28年度より事業に着手した。令和3年度においては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管内カメラ調査（東山地区、居合地区、河川横断箇所、JR横断箇所）を実施した。また、令和4年度は、東山及び居合地区の長寿命化工事実施設計を行っており、令和4年度末の進捗率は33.4%である。 ・下水浄化工場の長寿命化についても、下水道ストックマネジメント計画に基づき、2期目（R1～R10）の工事に着手しており、令和3年度には、水処理施設・汚泥処理施設の改築工事が完了し、令和4年度は、消毒設備などの水処理施設の機器製作を行った。令和4年度末の進捗率は27.5%である。 ・農業集落排水処理施設については、湊地区（赤井を共和へ）及び北会津地区（上米塚・宮木を北会津西部へ）の統合に向け、令和4年度より管理設工事を行っている。令和4年度末の進捗率は40.0%である。 <p>【3】個別生活排水事業の工事費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及や浄化槽の処理能力が向上してきていること、また、公共用水域の水質保全が図られてきていることから、湊地区（福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例による指定区域）を除き、浄化槽の仕様を高度処理型から国の基準である通常型へ変更した。 ・この浄化槽の仕様の変更により、工期の短縮や浄化槽の設置スペースの縮小を図り、工事費の削減を行った。
課題認識と 今後の方針 ・改善点	<p>【1】地域に適した下水道事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き地域に適した下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業）を推進する。 ・人口減少など社会情勢の変化の中でも、健全な経営の継続を図るため、公共下水道事業の認可計画、下水道ストックマネジメント計画や農業集落排水処理施設の最適整備構想などの事業計画の実行と財政状況の検証を実施しながら、引き続き適正な下水道使用料等の検討を行う。 <p>【2】管渠及び処理場の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水管渠の維持のため、管内ライニングによる更生、補修材による部分修繕など、損傷度に応じた取り組みを行い、東山・居合地区の更新を進めていく。 ・下水浄化工場については、供用開始後40年が経過し、安定した汚水処理を継続していくため、老朽化した施設（反応タンク・消毒設備など）の改築工事を実施していく。 ・農業集落排水処理施設については、施設の機能診断（老朽度・健全度等調査）の結果をもとに策定した最適整備構想に基づき、湊地区、北会津地区の処理施設の統合を進めていく。 <p>【3】下水道施設の脱炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の改築及び管理における高効率化や汚水処理の過程で発生する消化ガスの活用などにより脱炭素化への取組みを推進する。 <p>【4】広報誌やSNSを活用した上下水道事業の広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を活用し、上下水道事業への関心や理解を深める機会の提供に取組み、インフラ整備の「見える化」を推進する。また、SNSを活用し、必要な情報発信に努める。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
23-1	猪苗代湖環境保全推進事業	市民部 環境生活課
27-1	雨水幹線整備事業	建設部 都市計画課

4 施策の最終評価

- ・政策分野32「上下水道」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「水道水の安定した供給と健全な経営」については、老朽化した管路や施設の再構築を進めていくとともに、デジタル技術の活用と水道DXの推進により、人口減少が進行する中においても安全、安心な持続ある水道事業を経営していく。
- ・施策2「上水道未整備地区における飲料水の安定確保」については、市営簡易水道の老朽施設の更新に取り組むとともに、安定的な経営体制の確保のための適正な受益者負担のあり方について検討を進める。
- ・施策3「安定した污水处理サービスの提供」については、地域に適した下水道事業の推進に努め、污水处理人口普及率の向上を図るとともに、老朽化した管渠及び浄化工場の長寿命化を図っていく。

5 事務事業一覧

番号	ロジックモデル	重点事業	人口減少対策※	SDGsターゲット	事務事業名	次年度方針	担当部・課
施策1 水道水の安定した供給と健全な運営							
1		◎		6.1	上水道事業（管路の更新・耐震化事業）	継続	上下水道局
2		◎		6.1	上水道事業（浄水施設の更新・耐震化事業）	継続	上下水道局
3				6.1	北会津地区水道事業会計負担金	終了	健康福祉部 健康増進課
施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保							
1	◎		柱3	6.1	市営簡易水道施設更新事業	新規	健康福祉部 健康増進課
2		◎	柱3	6.1	市営簡易水道事業	継続	健康福祉部 健康増進課
3		◎	柱3	6.1	給水施設等整備事業	継続	健康福祉部 健康増進課
施策3 安定した汚水処理サービスの提供							
1		◎		6.2	公共下水道事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局
2		◎		6.2	農業集落排水事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局
3		◎		6.2	個別生活排水事業（下水道事業会計）	継続	上下水道局
4		◎		6.2	下水道施設長寿命化事業	継続	上下水道局
5				6.2	生活排水対策事業	継続	上下水道局

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり

柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出

柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 水道水の安定した供給と健全な経営					
1	事業名	管路の更新・耐震化事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 上水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	水道水の安定供給と災害に強い水道管網を構築するために「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき老朽管更新事業や重要給水施設配水管整備事業など、老朽化した水道管の更新や耐震化を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	448,705	410,641
			所要一般財源	72,687	69,087
概算人件費			13,479	13,479	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽管更新事業については、計画更新延長29,630m中、12,560mを整備し、進捗率は42.4%である。 ・重要給水施設配水管整備事業については、対象となる基幹管路の計画延長45,281m中、21,777mを整備し、耐震適合率は48.1%である。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管路の最適化にあたっては、デジタル技術 (AI、IoT) を活用し、更新工事や維持管理の方法において、一層の高度化を行うことで、人口減少下においても将来にわたり安全で安定的な水道供給を目指していく。 ・広域連携や厚生労働省から国土交通省等への水道行政の権限移管の対応については、他事業体や他部署と調整や連携等を行いながら、管路更新が継続的に実施できる体制を構築していく。 				
2	事業名	浄水施設の更新・耐震化事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 上水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	水道水の安定供給を図るため、「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、浄水施設の老朽化した施設及び設備等の更新と耐震化を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	103,000	75,640
			所要一般財源	103,000	75,640
概算人件費			8,986	8,986	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に新しい施設に更新された滝沢浄水場が供用開始された。これにより、本市における浄水施設の耐震化率が大幅に向上したことに加え、基幹浄水場の機能強化が図られたことにより、一層の安定給水が実現した。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・滝沢浄水場以外の浄水場においては、水需要などの動向に合わせて施設再編を進める。また水道原水の水質変化に対応した管理対策を徹底し、安全な水道水の供給に努める。 ・「水道わかまつ施設整備アクションプラン」に基づき、配水区域の再編などを推進する。特に大戸配水区においては、配水区内の施設の再構築を進めるため、追加設備の必要性や既存設備のシミュレーション等の調査を行う。 				
3	事業名	北会津地区水道事業会計負担金	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部 健康増進課	次年度方針	終了	
	概要 (目的と内容)	上水道事業へ統合される前の簡易水道の建設改良のために発行された企業債にかかる元利償還金相当額を水道事業会計へ負担金として支出する。 (総務省通知繰り出し基準) 企業債にかかる元利償還金の2分の1とする。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	2,929	0
			所要一般財源	2,929	0
概算人件費			75	0	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	水道事業会計への繰り出し元利償還金相当額を水道事業会計に負担金として支出した。 (直近3ヵ年の支出額) 令和2年度 11,705千円 令和3年度 9,138千円 令和4年度 5,978千円【令和5年度完済見込】				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	【課題認識】北会津地区水道事業負担金は、北会津地区の生活用水供給を行う施設整備のために発行された企業債にかかる元利償還金相当額を水道事業会計へ負担するものであり、公営企業経営の健全化のために必要。 【今後の方針・改善点】地方公営企業法その他法令に準拠した措置であるが、償還が今年度で完了し当該事業も終了となる予定。				

施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保

1	事業名	市営簡易水道施設更新事業			法定/自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部健康増進課			次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修理など施設の適正な維持管理に努めているが、施設の老朽化が著しいことから、早急に順次更新を図ろうとするものです。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)		
			事業費	—	17,822		
			所要一般財源	—	17,822		
			概算人件費	—	5,392		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	—					
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果	
		・更新計画住民説明 ・既設配水管路の測量設計業務委託 ・業務実施路線の配水管布設替工事	更新地区の飲料水が安定供給される	施設更新に伴い全域に飲料水が安定供給される		湊地区のライフラインが強化され、住民の生活環境が保全される	
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7
計画数に占める更新数		—	—				
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	—						

施策2 上水道未整備地区における飲料水の安定確保

2	事業名	市営簡易水道事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部 健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	地区住民が健康で快適な生活をおくることができるように、簡易水道施設により、対象となる地区住民に安全かつ安心な飲料水の安定供給を図る。 ※対象地区 湊町東田面地区、下馬渡地区、西田面地区	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	36,094	18,849
所要一般財源			36,094	18,849	
		概算人件費	56,160	56,160	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、点検や修繕など施設の適正な維持管理に努めている。 ・国の要請に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年4月から市営簡易水道事業について、地方公営企業法の財務規程等の一部を適用した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・改善点)	【課題認識】施設のほとんどが昭和30年代に整備されたものであり、老朽化により適切な維持管理が困難な状況も見受けられるため、施設のあり方も含めた総合的・計画的な改修が必要である。 【今後の方針・改善点】地区住民に安全・安心な飲料水を安定的に供給するため、引き続き施設の適切な維持管理に努めていくとともに、既存老朽施設の改修も含めた施設のあり方について継続して検討していく。				
3	事業名	給水施設等整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部 健康増進課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	地区住民に安心・安全な飲料水を安定的に供給するため、水道が未普及で給水が不安な地区の水源調査の実施や、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を図る。 「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づき計画的に給水施設等の整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	3,409	3,409
所要一般財源			3,409	3,409	
		概算人件費	7,488	7,488	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	令和4年度までの実施状況 ・水源調査 18地区 ・給水施設等整備費補助金交付 28地区				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・改善点)	【課題認識】「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」に基づく整備は、地区意向により整備時期を変更した地区を除き、計画どおり平成30年度までに完了した。今後は湊地区の3民営簡易水道の老朽化対策や、将来に向けた管理運営の在り方を検討していく必要がある。 【今後の方針・改善点】上水道未整備地区については、地区住民の意思や状況を尊重しながらも、整備要望等があった場合に必要な支援を行っていく。				

施策3 安定した汚水処理サービスの提供

1	事業名	公共下水道事業(下水道事業会計)	法定/自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 下水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	管渠や処理場の計画的な整備により、快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、生活排水等による公共用水域の水質保全を図る。 全体計画面積：2,719ha(会津若松処理区2,330ha、芦ノ牧処理区50ha、北会津北部処理区123ha、河東処理区216ha)	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	4,445,780	4,650,355
所要一般財源			402,285	422,566	
		概算人件費	203,347	203,347	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	管渠や処理場の計画的な整備を進め、令和4年度末現在の全体計画に対する進捗(面整備)状況は、会津若松処理区で1,641.5ha(70.5%)、北会津北部処理区で123.0ha(100%：H21完了)、河東処理区で206.2ha(95.5%)で、全体計画2,719haに対する整備完了面積は1,970.7haで進捗率は72.5%となっている。 一方、令和4年度末現在の接続率は処理区全体で88.0%、会津若松処理区で89.1%、北会津北部処理区で79.7%、河東処理区で72.2%となっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津北部処理区及び河東処理区の接続率が低い状況にあり、接続率向上に努める必要がある。また、管理費等の節減に努め経営の健全化と安定化を図る必要がある。 ・未整備地区解消のため、管渠及び処理場の計画的な整備と適正な維持管理に努めるとともに、普及活動により接続率の向上を図る。また、健全な経営の継続を図るため、事業計画の実行と財務状況の検証を実施する。 ・広報紙の発行などにより、下水道事業に対する市民の理解を深めていく。 				
2	事業名	農業集落排水事業(下水道事業会計)	法定/自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 下水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	管渠や処理場の計画的な整備により、水循環と生活環境の向上、農業用水の水質保全を図る。 計画地区数：7地区 全体計画面積：417.4ha(赤井地区11ha、共和地区35ha、界沢地区20ha、宮木地区13ha、上米塚地区24ha、下荒井地区135ha、北会津西部地区179.4ha)	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	427,937	427,699
所要一般財源			207,011	202,854	
		概算人件費	5,104	5,104	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・7地区(赤井・共和・界沢・宮木・上米塚・下荒井・北会津西部地区)において、平成27年度までに管渠や処理場の整備が全て完了した。 ・一方、令和4年度末現在の接続率は地区全体で72.8%(赤井地区98.8%、共和地区95.0%、界沢地区93.5%、宮木地区91.9%、上米塚地区84.0%、下荒井地区74.4%、北会津西部地区61.0%)となっている。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての地区で平成27年度までに整備が完了したが、一部地区(特に北会津地区、下荒井・北会津西部地区)では、以前として接続率が低いことから、普及活動を通して接続率の向上に努め、効率的で安定的な維持管理に努めていく。 ・人口減少など社会情勢の変化の中でも、健全な経営の継続を図るため、農業集落排水処理施設の最適整備構想などの事業計画の実行と財務状況の検証を実施する。広報紙の発行などにより、農業集落排水事業に対する市民理解を深めていく。 				
3	事業名	個別生活排水事業(下水道事業会計)	法定/自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 下水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	集合処理(公共下水道事業・農業集落排水事業)区域外において、浄化槽の普及を推進し、適正な管理を行うことにより、快適で衛生的な生活環境の提供と、河川等公共用水域の水質保全を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	460,224	465,770
所要一般財源			221,336	225,854	
		概算人件費	17,489	17,489	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	市民からの申請に基づき浄化槽の設置を進め、令和4年度末現在の設置基数は1,160基で、全体計画基数に対する進捗率は27.0%となっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの申請により浄化槽の設置を進めているが、使用料収入で維持管理経費を賄えない状況であり、維持管理費の削減を検討し収支バランスの改善を図っていく。 ・広報紙の発行などにより、個別排水事業に対する市民理解を深めていく。 ・浄化槽の整備にあたり、R4より初期コスト削減のため、高度処理型から通常型(BDO処理)への転換を図ったことから、今後も、水質や運転状況等の調査とその検証を行っていく。浄化槽施設の維持管理についても、長寿命化対策の検討を行っていく。 				

4	事業名	下水道施設長寿命化事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 下水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	事故の未然防止とライフサイクルコストの縮減を図るため、「下水道ストックマネジメント計画」や「農業集落排水施設最適整備構想」を策定し、公共下水道施設（処理場・管渠）及び農業集落排水処理施設（処理場・管渠）の長寿命化対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	478,174	280,874
			所要一般財源	37,324	14,474
概算人件費			6,625	6,625	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠の長寿命化は、令和3年度に、管内カメラ調査を実施し、令和4年度には、東山及び居合地区の実施設計を行った。令和4年度末の進捗率は33.4%である。下水浄化工場についても、令和3年度に、汚泥処理施設などの改築工事を実施し、令和4年度には、消毒設備など機器製作を行った。令和4年度末の進捗率は27.5%である。 ・農業集落排水処理施設は、湊地区及び北会津地区の統合に向け、令和4年度より管理設工事をを行っている。令和4年度末の進捗率は40.0%である。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設の改築更新を行い、事故の未然防止とコスト縮減に取り組んでいく。 ・汚水管渠の更新工事は、東山・居合地区などについて損傷度に応じて進めていく。 ・下水浄化工場については、安定した汚水処理を継続していくため、老朽化した施設（反応タンク・消毒設備など）の改築工事を実施していく。 ・農業集落排水処理施設については、湊地区（赤井を共和へ）、北会津地区（上米塚・宮木を北会津西部へ）の処理施設の統合を進めていく。 				
5	事業名	生活排水対策事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	上下水道局 下水道施設課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	下水道計画区域のうち、未整備区域を対象に、10人槽以下の浄化槽設置に対して、必要な経費について補助金を交付し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。また、浄化槽法に基づく各種事務及び地域汚水処理施設の適正な維持管理に必要な整備に対し補助を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	8,358	8,358
			所要一般財源	4,757	4,757
概算人件費			9,028	9,028	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の単独処理浄化槽・くみ取り便槽を使用している住宅等の増改築による合併処理浄化槽の設置を対象とし、設置に係る経費に対して国・県等の制度を活用し、補助金を交付した。 ・浄化槽法に定められた届出書の受理のほか、浄化槽台帳の整備、浄化槽の機能点検、放流水質検査等、浄化槽に関する法定事務を継続して行っている。 ・地域汚水処理施設に対し、市要綱に基づき補助金を交付した。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽や汲み取り便所使用の市民に、浄化槽の設置を推進する必要がある。 ・個人管理の浄化槽については、浄化槽法に基づく適正な管理を個人の責任において行うことが義務付けられており、使用者への更なる管理指導啓発を行っていく。 ・個人管理浄化槽の管理状況について情報を提供し、清掃業者との協力により適正管理への指導対応を行っていく。 				